全軟野連発第 268 号
令和 7 年 12 月 15 日

都道府県支部
理事長　様

公益財団法人　全日本軟式野球連盟
専務理事　小山吉男

2029 年以降の少年部(学童・少年)バット使用制限について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、本連盟では、2025 年より学童部による一般用の打球部に弾性体を取り付けたバットの使用制限を導入いたしました。その後の段階的な措置として、2029 年以降より更なる「選手の安全面を考慮」することを目的に、少年部(学童・少年)における外表面上に弾性体(ウレタン・スポンジ等)を取り付けたバットの使用を全面禁止することを令和 7 年 11 月 5 日の第 4 回理事会で決定しましたので、下記のとおり通知いたします。

なお、2028 年シーズン終了までは移行期間とするため、現行ルールのまま大会運営を実施していただきますようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■少年部(学童・少年)のバットの使用制限について

導入年：2029 年より導入　※(2026 年～2028 年シーズン終了までは移行期間)

内　容：選手の安全面を考慮し、バット外表面にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けた一般用および小学生軟式用のいずれのバットの使用を禁止する。
よって、2029 年以降に使用できるバットは、木製・金属製・カーボン製・複合（金属／カーボン）となる。

■使用制限の内容および今後のスケジュールについて

別紙資料参照

以上

事務担当者：吉岡、清野　TEL：03-3404-8831

2029 年以降のバット使用制限について　　【別紙資料】

■　2029 年以降の使用制限

時期	内容
2025 年～	2025 年より、安全面を考慮し学童部では、一般用バットのうち打球部にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を禁止としているが、**2029 年より、学童部においては小学生軟式用も使用禁止とし、少年部においても外表面にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を禁止する。**なお、上記以外のバット(木製・金属製・カーボン製・複合（金属／カーボン）)については、使用制限を行わない。

■　全軟連の考え方

✓**学童部・少年部における外表面に弾性体を取り付けたバットの使用制限を行う**

✓将来的に、小学生軟式用バットの基準（長さ、重量、太さ、反発）設置に向けて継続的に検討を行う

✓一般部(大人)は、特別な使用制限は行わない

■　導入理由について

✓**学童・少年部競技者の安全面に万全を期すため**

■　今後の使用制限導入スケジュール

	内容	2025	2026	2027	2028	2029
学童部（小学生）	①　一般用　弾性体取り付けバット制限 **【2025 より導入。2028 年まで継続実施】**	→	→	→	→	**使用制限導入**
	②　小学生軟式用　弾性体取り付けバット制限【2029 より導入】	機関決定	移行期間			
少年部（中学生）	③　弾性体取り付けバット制限【2029 より導入】	機関決定	移行期間			**使用制限導入**

(補足)

＊学童部(小学生)では、引き続き一般用バットの打球部にウレタン、スポンジ等を取り付けたバットの使用は禁止であり、2029 年からは更に小学生軟式用の弾性体取り付けバットの使用を全面禁止とする。(一般用・小学生軟式用共に禁止)

＊少年部(中学生)では、2029 年の③の導入により弾性体取り付けバットの使用を全面禁止とする。

公益財団法人全日本軟式野球連盟